

岐阜県 中小企業情報

2010 3

VOL.605

発行：2010年3月25日



事務局代表者懇談会

目次

- 中央会の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 組合等の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 飛騨支所だより／中央会レディース通信・・・・・・・・・・4
- 会員組合紹介／組合Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2月の景況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～7
- 先進組合事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 専門家's eye・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 通常総会招集の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 事務局だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 商工中金からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・12

[発行所]

岐阜県中小企業団体中央会
 岐阜市数田南5丁目14番53号 岐阜県民ふれあい会館 8階
 TEL 058-277-1100(代) FAX 058-273-3930
 URL <http://www.chuokai-gifu.or.jp>

中央会の動き

事務局代表者懇談会を開催

中央会は、組合活動の充実に向けての『国への要望』や『中央会事業』について話し合うため、県下3会場で事務局代表者懇談会を開催した。

3月10日は、岐阜会場（グランヴェール岐山）、12日は、飛騨会場（高山市民文化会館）、17日には東濃会場（セラトピア土岐）で実施し、懇談会では、組合事務局から事前に収集した調査を基に、組合の現況や今後の中央会事業に対す

るニーズ、国等への要望等に関する意見が発表された。

なお、皆様から寄せられた意見や要望は、全国大会への要望事項や本会の事業に反映していきたいと考えております。



技術力強化セミナーを開催

中央会は、2月17日に「技術力強化セミナー」をグランヴェール岐山で開催し、約70人が参加した。

井村屋製菓株式会社（三重県津市）の浅田剛夫社長が「技術力がヒット商品を生み出す」をテーマに、同社の歴史やヒット商品を生み出すポイント、創業以来実践している“特色経営”について講演した。

浅田社長は、「社員には“当たり前の事をバカみたいにしっかりやろう”と言っている。小さなことの積み重ねが大事であり、ヒット商品も日々の努力により誕生するものだと思っている。

今後は『冷凍和菓子』に期待しながら、食の分野で多様な事業を展開していきたい。」と話し、出席者は真剣に話を聞いていた。



外国人研修生受入組合研修会を開催

中央会は、2月25日に「外国人研修生受入組合運営研修会」をじゅうろくプラザで開催した。

外国人研修・技能実習制度から外国人技能実習制度への変更に伴い、昨年12月に岐阜労働局から職業紹介事業についての説明会を実施したのに続き、今回は改正入管法政省令の内容等について名古屋入国管理局による説明会を開催した。

また、中部経済産業局及び岐阜県からは、法

令遵守や定款変更における留意事項等について説明がなされ、出席者はメモを取るなど熱心に耳を傾けていた。



組合等の動き

(社)岐阜ファッション産業連合会 (野田千寿雄理事長)

第19回ア・ミューズ岐阜
を開催

岐阜ファッション産業連合会が主催する「第19回ア・ミューズ岐阜」が、3月2、3日に岐阜市橋本町のじゅうろくプラザや岐阜駅前問屋街で行われた。

今年のテーマは「Change is Chance」。岐阜駅前に37階建ての高層ビルが建設されるなど再開発が進む中で、岐阜アパレルもさらに飛躍していこう、との決意が込められている。

同イベントには問屋街にあるメーカーを中心に62の企業が参加し、約120点の最新春夏ファッションが展示された。会場では、全国から訪れたバイヤーが展示商品や連絡先などを掲載したガイドブックで商品を確認する姿などが見られた。

野口理事長は「約5000人ももの来場をいただき、岐阜アパレルをアピール出来たと思う。販路拡大、新規バイヤーの獲得につながれば。」と感想を述べた。



岐阜県板金工業組合 (横瀬進一理事長)

創立45周年記念
式典を開催

岐阜県板金(工組)は、2月24日に岐阜市のホテルグランヴェール岐山で創立45周年記念式典及び祝賀懇親会を開催し、約80人の出席があった。

開式にあたり、横瀬理事長から「業界を取り巻く環境は依然として厳しいが、創立45周年という節目に新たに気持ちを入れ替え、組合員らと力を合わせて頑張っていきたい。」と挨拶があった。

続いて行われた表彰式では、業界への永年の功績を称えた県知事表彰のほか中央会会長表彰、理事長表彰があり、19人に授与された。



川崎岐阜協同組合 (福西紀雄理事長)

中日本航空
専門学校を視察

川崎岐阜(協)は、2月5日に中日本航空専門学校を訪問し、学生の実習現場の視察を行った。

同組合では昨年9月に同校と学生のインターンシップや新入社員研修など行う旨の産学連携協定を結んでおり、相互支援の本格実施に向けて視察した。

参加した市原敬夫専務理事は「同校の生徒は基礎的な勉強をしっかりとしている。今後は連絡協議会を設置するなど、連携を深めていきたい。」と抱負を述べた。



美濃和紙ブランド協同組合 (福村善光理事長)

美濃和紙ブランド協
が
ロシアでPR

美濃和紙ブランド(協)が和紙文化の魅力を海外に発信しようと、1月30日から9日間ロシアを訪問し、商談会を行った。

同事業は、経済産業省のジャパン・ブランド育成支援事業の一環で行ったもので、昨年ロシアを訪問し、市場調査と製品展示会を開催しており、現地業者から好感触が得られたことから、今回の商談会の開催に至った。モスクワでは紙取扱業者ら十数社と商談し、サンクトペテルブルグでは紙の卸会社や印刷会社など9社を回り、美濃和紙の歴史や製法について紹介した。

現地企業は「価格次第だが、ロシアでも受け入れられるだろう。」と分析し、組合は「参入に向け、手応えを感じられた。」と感想を述べた。





飛騨支所だより



飛騨高山雛まつり開催中

春の訪れが遅い飛騨地方の恒例行事『第12回飛騨高山雛まつり』（飛騨高山観光客誘致推進協議会主催）が3月1日から4月3日まで開催されています。

この期間中は、観光施設や商店街、宿泊施設など高山市内の95カ所で様々な雛人形が展示されており、市内は艶やかな人形で彩られます。展示される雛人形は、土雛や古今雛、立雛、明治雛などといったものから、各家庭に代々伝わるものまで様々です。

期間中にはスタンプラリー（獅子会館、春慶会館、高山陣屋、飛騨の里など12カ所）が開催されており、雛人形案内の地図も設置されています。集めたスタンプの数に応じてステキな景品と交換できますので、高山の街並み散策を楽しみながら雛人形を巡ってみてはいかがでしょうか。

また、最終日の4月3日には、飛騨一宮水無神社で、飛騨地域から選ばれた9名の未婚女性が、十二単衣などの平安装束で生きびな様に扮し神社境内を練り歩く、雅なお祭りが行われます。行列後には神社境内で生きびな様による餅まきも実施されます。

宿泊又は飲食店の一部では、この期間中に「ひなまつり特別メニュー」も提供するため、高山の味も楽しめます。宿泊施設をお探しの場合は、飛騨高山旅館ホテル（協）・飛騨高山民宿（協）のホームページをご活用下さい。



写真：「高山市役所1階ロビー」

中興会レディースクラブ通信

「サンデープロジェクト」出演中の経済ジャーナリストを講師に 中小企業のための政治・経済セミナーを開催!!

当レディースクラブでは、岐阜県中央会と共催して2月22日に岐阜都ホテル（岐阜市）において、「第3回女性経営者等支援セミナー」を開催し、約50人にご参加いただきました。

セミナーでは、テレビ報道番組「サンデープロジェクト」等への出演や「週刊新潮」等、各雑誌の執筆活動等で活躍中の、経済ジャーナリスト須田慎一郎氏を招いて、「今起こること、これから起こること」～どうなる中小企業！地域経済の明日を読む～をテーマにご講演いただきました。

須田慎一郎氏は、自らの現場取材を通したうえでの分析を踏まえ、2010年度のキーワードは、「ニューノーマル（新しい常識）」であるとし、具体的にはマーケットが変貌している中で、①政治と経済は表裏一体で、両方の動きを見ていると経済の予測ができる。②徹底的なマーケットリサーチによって消費者ニーズを的確にとらえ、対応していくことが重要である。③常識にとらわれず、大胆な発想の転換をしないと先が見えてこない。の3つをポイントに挙げ、中小企業者に向けて今後の方向性などが語られました。



講師：経済ジャーナリスト
須田 慎一郎 氏

○全国青年中央会及び全国レディース中央会と(株)商工組合中央金庫が提携

去る2月16日（火）、中小企業の持続的成長に向けた様々な取り組みを円滑に進めるための連携・協力に関し、全国青年中央会及び全国レディース中央会と(株)商工組合中央金庫が覚書を締結しました。

その内容は、各都道府県の青年中央会及びレディース中央会の会員企業をはじめとした中小企業の経営動向・経営ニーズ等に関する情報交換や中小企業の持続的成長に向けた取組みに係る金融相談などとなっています。

岐阜県中小企業団体中央会レディースクラブ 会員募集中!

当レディースクラブについての詳細や入会等についてのお問い合わせは、中央会情報チーム（TEL 058-277-1102）までご連絡下さい。

中央会の会員組合を紹介します！



本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。

飛騨高山民宿協同組合

■理事長:高垣義信

■住所:高山市上岡本町1丁目411

■組合員数:27人

■TEL:0577-33-8501 FAX:0577-33-8504

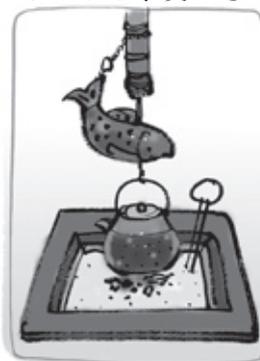
■設立年月日:昭和54年9月26日

☆高垣理事長に聞きました☆

当組合は、民宿やペンションを営む事業者で組織し、国内外から飛騨高山を訪れる観光客に宿泊施設を案内している。

現在の組合員数は27人で、2001年5月にホームページを開設し、宿泊予約サイトの運営を行っている。2004年には英語版を追加し、海外からのアクセスにも対応した。現在では、共同宣伝も兼ねた組合員施設の紹介のほか、空室情報や宿泊予約まで行えるものとなっている。作成当初はインターネットを活用できない組合員も少なくなく、様々な面で苦勞をしたが、現在はホームページのメリットを享受できるようになった。

組合ホームページからの予約は、電話予約に比べて年間を通じて安定している。また、観光関連のサイトからリンクさせており、こうしたサイトを通じて閲覧しにくるケースが非常に多くなっている。観光関連のサイトからの訪問数は、組合員のサイトに直接アクセスする数に比べて何倍にも達しており、こうした点からも組合ホームページは組合員の宿予約に大きく貢献していると言える。高垣理事長は「2004年よりインバウンドに力を入れ、海外に情報を発信している。国内外を問わず年間を通じて楽しめる飛騨高山の魅力を体感しに来てほしい。」と話している。



組合 Q&A

Q

総会において理事を選挙する際、代表理事を特定して選挙することはできるか。例えば理事の定数は5名であるが、そのうち1名は代表理事となるので、選挙の際代表1名、代表権のない理事1名として総会で直接選挙したり、あるいは、選挙は普通に5名を選挙するが、最高得票者を代表理事とすることを条件として行うような選挙方法をとってよいか。

A

理事一般については、組合と委任契約を締結するのであるから（中協法第35条の3）中協法においては、総会で選挙する旨を規定しているが（中協法第35条第3項）、代表理事は、理事会を構成する他の理事との信頼関係に立ちながら、理事会で決定された組合の業務の執行を正確に実施するところの組合の代表機関であると解される。したがって、この趣旨から代表理事は、理事会において選定（中協法第36条の8第1項）すべきものとしている。いわば代表理事の選定は理事会の専決事項であるから、これを直接総会で選挙することはできない。



景況レポート

平成22年
2月末
調査
(前年同月比)

中小企業団体情報
連絡員85名（うち
83名分の集計）の
情報連絡票から

〔Ⅰ〕2月の特色

◆ 景況感DI値 マイナス68

〔Ⅱ〕2月の概況

当月の景気動向を前年同月比景況感DI値で見ると、好転3、悪化71でDI値はマイナス68となり、前月のマイナス67に対し、1ポイントの悪化となった。

景況感が好転したと回答した業種はプラスチック、県金属工業団地、機械・工具販売で、景況感が悪化した業種は前月と同じく59業種となっている。

主要な調査項目を見ていくと、売上高DI値はマイナス48で前月比6ポイントの改善、販売価格DI値はマイナス48で前月比2ポイントの悪化、収益状況DI値はマイナス61で前月比6ポイントの改善、資金繰りDI値はマイナス45で前月比2ポイントの悪化となり、販売価格、資金繰りを除いた主要調査項目において改善となった。

業種別に見ると、非製造業の雇用人員を除く、全ての調査項目においてDI値マイナス30以下の「悪化」となっている。

コメントからは、前月に引き続き、値下げ競争、同業者間の競争が激化しているとの報告が寄せられている。食料品、機械・金属、小売業、卸売業、商店街、建設業から「デフレによる販売単価の低下」、「量販店のチラシで売価ダウン」、「加工単価が低下」、「値崩れがひどくなっている」との報告が多く寄せられた。

また、コストダウンの要請が厳しいなど取引条件が一層厳しくなっている報告も寄せられている。

<主な調査項目での動向>

売上高の動向は、前前年同月比で増加13、減少61でDI値はマイナス48となり、前月のマイナス54に対し、6ポイントの改善となっている。4ヶ月連続の改善結果となった。

売上増加と回答した報告の中には、「昨年2月は落ち込みが激しい最悪月であったため、それと比べたら売上は改善しているが、一昨年と比較すると減少しており、特別に増加し

た訳ではない」との報告もあり、引き続き、今後の動向を見守る必要がある。

売上が増加した業種は、前月から3業種増えた11業種となり、銘木、製材・素材生産、家庭紙、プラスチック、石灰、県金属工業団地、輸送用機器、医薬品卸、機械・工具販売、長良川畔旅館、産直住宅（東白川地区）となっている。

売上が減少した業種は、51業種あり、特に紙・紙加工品、窯業・土石、各種物産品、商店街、建設業、運輸業に減少が多い。

販売価格の動向は、前年同月比で上昇0、低下48でDI値はマイナス48となり、前月のマイナス46に対し、2ポイントの悪化となっている。

前月に続いて、販売価格が上昇した業種はなく、販売価格が低下した業種は40業種あり、特に紙・紙加工品、印刷、プラスチック、小売業、建設業に低下が多い。

収益状況の動向は、前年同月比で好転4、悪化65でDI値はマイナス61となり、前月のマイナス67に対し、6ポイントの改善となった。売上高の動向と同じく、4ヶ月連続で改善している結果となり、主な改善要因は「悪化回答」から「不変回答」への変化によるもので、実態は横這い状態と見られる。

収益状況が好転した4業種は、製材・素材生産、プラスチック、県金属工業団地、自動車車体整備である。

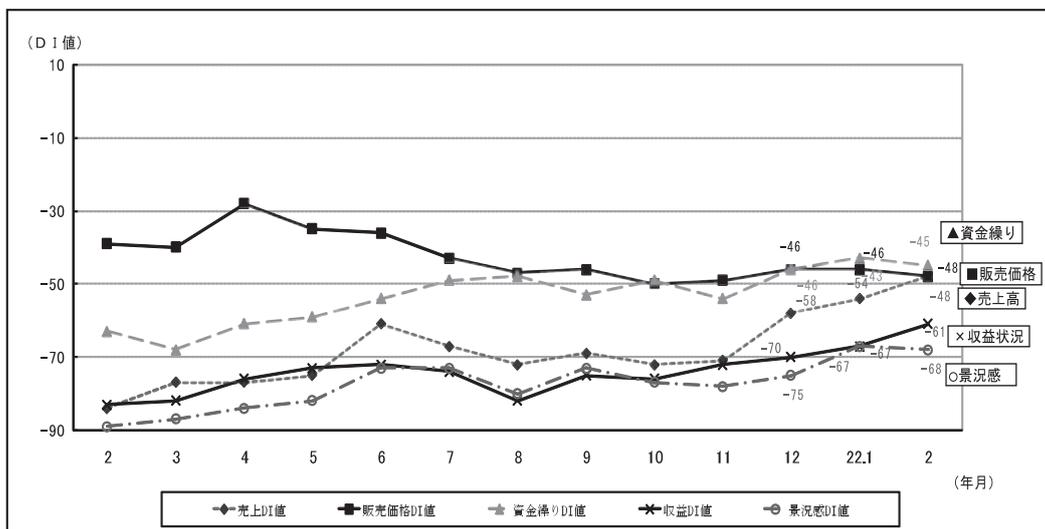
収益状況が悪化した業種は54業種あり、特に繊維・同製品、窯業・土石、鉄鋼・金属、小売業、商店街、建設業、運輸業に悪化が多い。

資金繰りの動向は、前年同月比で好転3、悪化48でDI値はマイナス45となり、前月のマイナス43に対し、2ポイントの悪化となっている。

資金繰りが好転した業種は、3業種となっており、製材・素材生産、東濃ひのき、産直住宅（東白川地区）である。

資金繰りが悪化した業種は40業種あり、特に印刷、窯業・土石、建設業、運輸業に悪化が多い。

売上高、販売価格、収益動向、資金繰り、景況動向 DI値の推移(前年同月比)



県内中小企業主要業種の景気動向

(2月末調査)

表の見方

好転 $+30 \leq DI$
 やや好転 $+10 \leq DI < +30$
 変わらず $-10 < DI < +10$
 やや悪化 $-30 < DI \leq -10$
 悪化 $DI \leq -30$

○：増加、上昇、好転、拡大
 △：不変
 ▲：減少、下降、悪化、縮小

製造業	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
DI値						

非製造業	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
DI値						

区分	業種	調査項目					
		売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳・乳製品	▲	▲	▲	△	△	▲
	豆腐	△	△	△	△	△	△
	食肉(国産)	△	▲	▲	△	△	▲
	菓子	▲	△	△	△	△	▲
	米	△	△	△	△	△	△
繊維・同製品	寒天	△	△	△	△	△	△
	製麺	▲	△	▲	▲	▲	▲
	ニット工業物	△	△	△	△	▲	▲
	毛織物	△	▲	▲	△	▲	△
	合成繊維織物	▲	△	▲	▲	△	▲
木材・木製品	メンズアパレル	▲	△	△	△	△	▲
	婦人・子供服	▲	▲	▲	▲	△	▲
	縫製(既製服)	△	▲	▲	▲	▲	▲
	製材	△	△	△	△	△	△
	銘木	○	△	△	△	△	△
紙紙加工品	製材・素材生産	○	△	○	○	△	▲
	家具(飛騨地区)	—	—	—	—	—	—
	東濃ひのき	△	△	△	○	△	△
	家庭紙	○	△	△	△	△	△
	特殊紙	▲	▲	▲	△	△	▲
印刷	紙加工品	▲	▲	▲	▲	△	▲
	印刷	▲	▲	▲	▲	▲	▲
窯業・土石	化学ゴム	○	▲	○	△	△	○
	プラスチック	○	▲	○	△	△	○
	窯業	▲	△	▲	▲	△	▲
	陶磁器(工業)	▲	△	△	△	△	▲
	陶磁器(輸出)	▲	△	△	△	△	▲
	タイル	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	窯業原料	▲	△	▲	▲	▲	▲
	石灰	○	△	△	△	△	△
	生コンクリート	▲	△	▲	▲	▲	▲
	砂利生産	▲	△	▲	▲	△	▲
鉄鋼・金属	砕石生産	▲	▲	▲	▲	△	▲
	鉄鋼	△	▲	▲	▲	▲	▲
	刃物等金属製品(輸出)	▲	▲	▲	▲	△	▲
	刃物等金属製品(内需)	▲	△	△	△	△	△
	メッキ	△	△	▲	△	△	▲
電気機械	一般機械	○	▲	○	△	▲	○
	可児工業団地型	▲	▲	▲	▲	▲	▲
輸送用機器	電気機械器具	△	△	△	△	△	▲
	輸送用機器	○	△	▲	▲	▲	▲
物産品	電気機械器具	—	—	—	—	—	—
	各種物産品(観光)	▲	▲	▲	△	△	▲
各種物産品	各種物産品(ギフト)	▲	△	▲	▲	▲	▲

区分	業種	調査項目						
		売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感	
卸売業	医薬品卸	○	△	△	△	△	△	
	電設資材卸	▲	▲	▲	▲	△	▲	
	陶磁器産地卸	▲	△	▲	▲	▲	▲	
	機械・工具販売	○	▲	△	△	△	○	
	小売業	青果販売	▲	▲	▲	△	△	▲
小売業	水産物商業	▲	▲	▲	▲	△	▲	
	家電機器販売	▲	▲	▲	▲	△	▲	
	メガネ販売	△	△	△	▲	△	▲	
	中古自動車販売	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	石油製品販売	△	△	▲	△	△	▲	
	共同店舗(東濃)	△	▲	△	△	○	▲	
	共同店舗(飛騨)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	生花販売	▲	▲	▲	▲	△	▲	
	商店街	岐阜市商店街	▲	▲	▲	△	△	▲
	大垣市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲	
多治見市商店街	▲	△	▲	▲	△	▲		
恵那市商店街	△	△	△	△	△	△		
高山市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲		
サービス業	自動車車体整備	△	△	○	△	△	△	
	自動車タイヤ整備	▲	△	▲	△	△	△	
	長良川畔旅館	○	▲	△	△	△	△	
	下呂温泉旅館	▲	△	▲	△	△	▲	
	高山旅館	▲	▲	▲	▲	△	▲	
	クリーニング	▲	△	▲	△	△	▲	
	広告美術	▲	△	▲	▲	△	▲	
	情報サービス業	△	△	△	△	△	△	
	映像制作業	△	△	△	△	△	△	
	飲食業	▲	▲	▲	△	△	▲	
建設業	ビルメンテナンス	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	理容・美容業	▲	△	△	△	△	△	
	土木(岐阜地区)	▲	△	▲	▲	▲	▲	
	土木(飛騨地区)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	土木(東濃地区)	△	▲	△	△	△	△	
	建築設計	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	鉄構造物	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	電気工事	△	▲	▲	▲	△	△	
	管設備工事	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	建築板金	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
運輸業	木製建具	▲	▲	▲	△	△	▲	
	産直住宅(東白川地区)	○	△	△	○	○	△	
運輸業	軽運送(県域)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
運輸業	貨物運送(県域)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	

※中小企業団体情報連絡員85名(うち83名分の集計)を対象にまとめたものです。

全国の先進組合事例を紹介!!

宮城県酒造協同組合

オリジナルP函を使った空瓶のリユース・システム

【背景と目的】

宮城県産の日本酒は紙パックを使用せず、日本酒本来の味と香りを損なわないようにガラス瓶を使用して出荷している。このうち1.8リットル瓶は、清酒出荷時から空瓶回収まで、プラスチック製のケース（通称：P函）に収められて流通している。しかし、近年需要が伸びている300ml瓶については、酒造メーカーがそれぞれデザインしたダンボール箱で出荷され、空瓶回収にあたって適当な容器がなかったため、その多くはカレットとしてリサイクルされるか廃棄されてしまい、リユースが進んでいなかった。

そこで、平成17年度の空瓶回収業者組織との連絡会議において、新たに300ml瓶用のP函を作製し、300ml瓶リユースの効率化を図るシステムを構築することになった。

【事業・活動の内容】

採算性などの検討を行った後、平成19年度に県の助成事業などを活用し300ml P函を1万個作製。空瓶回収業者に委託し、平成20年4月から事業をスタートした。

集団回収や市町村の一般廃棄物収集などで回収される空瓶は、回収業者の下で分別、洗浄される。この段階でP函に収められ、酒造メーカーのオーダーにより納入される。空瓶が瓶詰工程に回ると、P函は再び回収業者の元に戻り、このサイクルが繰り返されることになる。したがって、300ml P函は、酒造メーカーと空瓶回収業者の間を行き来し、酒造

メーカーに収められた個数によってP函使用料が決まり、瓶代金の中から回収業者が組合に納入する仕組みになっている。

【成果】

コスト的にはリユース瓶が高いため、今のところ社会貢献としての取り組みとして割り切っており、経済的成果は期待していない。事業開始から3カ月間のリユース実績は49,000本で、これは同期間の生産本数に対して35%となっている。組合としては80%を目標としており、今後、空瓶回収業者及び行政と一体となってPRに努め消費者に浸透させる必要がある。

ポイント	回収率の低い300ml瓶のリユースを促進するため、オリジナル回収容器（「300ml P函」）を作製し、びん商組合と連携したリユース・システムを構築		
住所	宮城県仙台市青葉区上杉2-3-1		
URL	http://www.miyagisake.jp		
電話	022-222-3131	FAX	022-222-3133
組合員	27人	設立	昭和24年1月

茨城県菓子工業組合

組合が産官学と連携して茨城栗活用の新菓子3品を開発

【背景と目的】

茨城県内の菓子製造業者等で構成する茨城県菓子工業組合は、茨城県が中小企業の「売れるモノづくり」などの取り組みを支援する「新製品開発等支援事業費補助金」を活用し、「いばらきの菓子づくりプロジェクト」として本組合内に組合員24人が参加した産官学連携の研究会や開発部会を設け、県関連機関、大学、農業者団体、観光物産協会、デザイナーと連携して、県内の農産物を活用した新たな菓子づくりに取り組んだ。

【事業・活動の内容】

この連携プロジェクトでは、菓子製造業者、学識経験者、農業関係機関、デザイン振興団体、行政機関等から成る産地振興のための「いばらきのお菓子づくり研究会」が設置され、県産農産物を活用した菓子のコンセプトづくりから販路開拓まで協議、検討を重ねた。また、上記研究会の提案を受けながら同時進行で、連携先との協力の下に設けられた開発部会が、新作菓子の試作開発並びにその協議、検討を行った。プロジェクト初年度は、薩摩芋、栗、花豆を素材に計38品を試作した。その中から最終的に素材を栗に絞り込んだうえで、さらに試作開発を重ねた。次年度には開発部会が一般消費者向けに試作品評会を実施し、そこで、人気の高かった栗の3品に商品化の候補を絞り込んだ。

開発部会のこれら3品の絞り込みを受けて、本組合では、組合員をチームリーダーとする3品の試作改良のための3

チームが編成され、3カ所の組合員工場での最終的な仕上げに向けた試作改良に取り組んだ。各チームとも、菓子の日持ち、食感、風味等の改良・工夫を加えた結果、新ブランド菓子「とこよの國いばらき三ツ栗-三ツ栗焼き菓子、三ツ栗ぶりん、三ツ栗餅」(3品)が完成した。

【成果】

新ブランド銘菓は、平成20年4月に姫路市で開催された第25回全国菓子大博覧会では名誉総裁賞(文化部門)を受賞し、また同年11月に本県で開催される「国民文化祭・いばらき2008」に出品されるまでになった。

さらに、本組合では、新菓子ブランドの品質の保証を図るため、希望組合員には厳格なレシピ指導を行い、その店舗でも製造販売をしていくことになった。今後は全国的な流通を図るため、段階的に販路開拓を行う。

ポイント	県の新製品開発支援事業を活用し、県関連機関、大学、J A、デザイナー等と連携して、県産栗を活用した新菓子3品の開発に成功し、販売を開始した。		
住所	茨城県水戸市見川町2139-5		
URL	—		
電話	029-244-7231	FAX	029-244-7271
組合員	194人	設立	昭和41年2月



欠損金の繰戻しによる還付請求(法人)の留意点

税理士 兼 山 登

●欠損金の繰越し控除と繰戻し還付とは

青色申告法人においては、欠損金を生じたときは、その欠損金額を生じた事業年度の翌期より7年間にわたって繰越しをすることができ、その後、利益を計上した事業年度の所得より控除（損金算入）することができます。これを「青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し」といいます。

欠損発生、利益計上の順序の場合における一般的な取扱いで、利益計上事業年度の所得金額から過去7年間の欠損金額を差し引くことにより利益計上事業年度の税負担の軽減を図ることができます。

欠損金の繰越し控除は法人税における計算方法であり、法人事業税は、法人税の所得金額の計算結果を受けて行い、法人住民税（法人県民税と法人市町村民税）は、その課税標準が法人税額であるため、法人税の税負担の軽減額が、そのまま反映されます。

これに対して、利益計上（税負担あり）、欠損発生の順序の場合は、過去の利益計上事業年度の税負担は、そのままとして、欠損金の繰越しを行なう方法と、欠損発生事業年度の欠損金額を過去1年間における利益計上（税負担あり）事業年度の所得金額より差し引きして、過去に納税した法人税額の還付請求を行なう方法があります。これを「欠損金の繰戻しによる還付」といい、特例的な制度であり、次項に記載のとおり要件が厳しくなっています。還付法人税額の計算方法は、次の算式となります。

$$\text{還付法人税額} = \frac{\text{利益計上(税負担あり)事業年度の法人税額}}{\text{利益計上(税負担あり)事業年度の所得金額}} \times \text{欠損金額}$$

ただし、欠損金額は利益計上（税負担あり）事業年度の所得金額が限度となり、それを超える欠損金額は、欠損金の繰越しの対象となります。

●「欠損金の繰戻しによる還付」制度

欠損金の繰戻しによる還付の規定は、法人税法に定められています。利益計上（税負担あり）事業年度から欠損発生事業年度まで連続して青色申告である確定

申告書を提出しており、欠損金額が生じた事業年度において、確定申告書の提出と同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を期限内に提出することが要件とされています。そして、租税特別措置法の定めにより、平成4年4月1日から平成24年3月31日（第174回国会提出法案）までの間に終了する事業年度においては、一般的に欠損金の繰戻しによる還付制度は停止されています（平成20年4月1日から平成20年4月29日の間に終了する事業年度は停止が中断）。

平成21年度の税制改正により、資金繰りに苦しむ中小企業を税制でも支援する観点から、中小企業者等については、欠損金の繰戻しによる還付制度の停止から除外され、平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、「欠損金の繰戻しによる還付」制度の適用を受けることができるとされております。

なお、法人税法には、還付請求書の提出があった場合には、調査し、その請求にかかる金額を限度として法人税額を還付する旨が規定され、さらに、還付加算金の計算期間の特例の定めがあります。

●「欠損金の繰戻しによる還付」の留意事項

欠損金の繰戻しによる還付は、法人税に対する制度であり、法人事業税や法人住民税の計算においては、繰戻しの定めがないため、法人税において欠損金の繰戻し還付請求書を提出する場合には、①法人税の申告書の翌期繰越欠損金の記載に留意する。②法人税の所得金額を課税標準とする法人事業税の欠損金額等の控除明細書の記載に留意し、翌年度以降は、法人税と法人事業税の違いが発生します。③法人税額を課税標準とする法人住民税の申告に際しては、その事業年度から「控除対象還付法人税額の控除明細書」（第6号様式、20号様式の別表2の3）を添付すると同時に翌事業年度以降の法人住民税の計算に留意する必要があります。

前項の調査については、税制改正の趣旨等により、弾力的な運用が行なわれていると思います。

通常総会招集の手続き

「決算関係書類」「事業報告書」の作成

組合は、「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」及び「事業報告書」を作成しなければならない。

「決算関係書類」「事業報告書」の作成をする際は、法令で記載が義務づけられている勘定科目や内容を記載しなければならない。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は、「決算関係書類」「事業報告書」（業務監査権限を付与している場合）について、監事の監査を受けなければならない。

監事の監査、「監査報告書」の作成・通知

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し(※1)、理事に対し「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日(※2)までに監査報告の内容を通知しなければならない。

※1：監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

※2：監査期限は、監事と理事の合意があっても4週間を下回る期間を予め定めることは不可（但し、4週間を下回る日までに監事が理事に監査報告を通知すれば、その時点で監査を受けたこととなる）。

理事会招集通知の発出(※3)

理事長は、理事会の会日の1週間前(※4)までに、各理事(※5)に対し、理事会招集通知を発出しなければならない。

※3：理事（監事に業務監査権限を付与している組合は、理事及び監事）全員の同意があれば招集手続きの省略可

※4：短縮可（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）

※5：監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない。

理事会の開催

理事会では、通常総会の開催日時及び議案の議決をするとともに、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う。

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する。

総会招集通知の発出(※6)・「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」の提供

理事長は、通常総会の会日の10日前(※7)までに組合員に到達するよう、総会招集通知を発出する。総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない。

※6：組合員全員の同意があれば招集手続の省略可（この場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も不要）

※7：短縮可（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）

通常総会の開催

事務局だよ！

中央会「理事会」&「通常総会」のお知らせ

中央会では、「平成22年度第1回理事会」並びに「第55回通常総会」を下記のとおり開催します。

関係各位には、日程確保をお願いするとともに、ご出席の予定をお願い致します。

- 理事会 4月21日(水) 10時00分～
県民ふれあい会館
- 通常総会 6月7日(月) 13時30分～
未来会館

お問い合わせは、総務チームまで。

県労働委員会が「労働相談会」を開催中！

岐阜県労働委員会では、毎月第2火曜日に「労働相談会」を無料で開催しています。

県内の事業主の方、県内にお勤めの方であればどなたでもご相談いただけます。(秘密厳守) まずはご相談下さい。

【時間】11:00～12:00

(但し、日時・場所をご相談に応じます)

【場所】岐阜県庁内 労働委員会室または会議室

お問い合わせ・申込先：岐阜労働委員会事務局
(058-272-1111・内3273)

春の陶磁器イベントのお知らせ

美濃焼産地の春の陶磁器イベントの日程をお知らせします。お値打ち商品が各種取り揃っていますので、是非お出かけ下さい。

日付	イベント	会場	問い合わせ先
4月10日	陶彩の径さくらまつり	滝呂中央公園周辺	☎0572-22-0151
4月10日・11日	多治見陶器まつり	オリベストリート周辺	☎0572-25-5588
	陶の里蔵出し市	市之倉さかづき美術館及び市之倉町内全域	☎0572-22-3719
4月17日・18日	TOKI—陶器祭り	土岐市駅前通り	☎0572-54-1131
5月3日～5日	土岐美濃焼まつり	美濃焼卸団地(土岐市泉北山町)	☎0572-55-1322

中央会日誌

<2月21日～28日>

- 23日 地域経済情報交換会(県議会議棟)
- 24日 東海北陸ブロック中央会共済会議
(大垣フォーラムホテル)
岐阜県板金(工組)・創立45周年記念式典
(グランヴェール岐山)
- 25日 岐阜県農商工連携ファンド事業審査会
(ふれあい会館)

<3月1日～20日>

- 3日 日本APEC岐阜中小企業大臣会合連絡会議(県庁)
岐阜県職業能力開発協会30周年記念式典(グランヴェール岐山)
- 4日 岐阜県ふるさと雇用再生特別基金事業協議会
- 8日 雇用・能力開発機構運営協議会(東海職業能力開発大学校)
(財)岐阜県国際交流センター・通常理事会(ふれあい会館)
- 8・9日 連合岐阜来会(中央会サロン)
- 11日 岐阜地方労働審議会(ワークプラザ岐阜)
- 15日 ぎふ仕事と生活の調和推進会議(岐阜合同庁舎)



東京ミッドタウンでテストマーケティング実施を実施してみませんか？

岐阜県では、県内モノづくり企業の商品開発力の向上や首都圏における利益率の高い販路開拓等を目指して、メイド・イン・ジャパン・プロジェクト(株)と連携協力に関する協定を締結しました。そこで(財)岐阜県産業経済振興センターでは、同社が東京ミッドタウン内で運営するセレクトショップにおいて県産品・加工食品のテストマーケティング(年4回)を実施する予定で、現在第1回目(5～6月頃)の出展企業の募集を行っております。

詳しくは、同センター・デザインセンター(058-277-1081)、又はホームページ(<http://www.oribe-dc.jp/>)をご覧ください。

連合岐阜からの要請について

「3・8国際女性デー」に合わせて3月8日に三尾会長らが来会し、男女平等社会の実現に向けて要請があった。内容は次の通り。

- ①改正育児・介護休業法への対応、②男女間の賃金格差の是正について、
- ③ポジティブアクション(積極的男女平等促進政策)について、
- ④ワークルールの確立について

また、同月9日には濱田副会長らが来会し、県内の中小地場企業で働く勤労者とパートタイム・契約・派遣などの非正規労働者に焦点をあてた要請があった。内容は次の通り。

- ①雇用の安定・創出について、②賃金の維持・改善と非正規労働者等の処遇改善について、③長時間労働の是正及び法令の順守について

なお、各項目の詳細は本会ホームページに掲載しております。



商工中金から
大切なお知らせ。

商工中金は
新たなセーフティネット
貸付制度により
皆さまをサポート
しています。

商工中金の危機対応業務について

- 商工中金は災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に法定指定金融機関として中小企業・中堅企業の方々の金融円滑化に向けた融資を行っています。
- 担保が不足している事業者の方についても、中長期的に業況回復が見込まれるなどを十分に検討した上で、無担保の取扱いにも弾力的な対応を行っていきます。

「損害担保付貸出」

日本政策金融公庫の一部補償を受けて中小企業・中堅企業等の必要資金をご融資するスキーム

- 日々の資金繰りを支援する短期運転資金、つなぎ資金にも対応可能

「ツーステップローン」

日本政策金融公庫から財政投融资貸付等を原資とした借入を受けて中小企業・中堅企業等の必要資金をご融資するスキーム

- 資金繰りに支援をきたしている中小企業者等を対象に、商工中金の即往融資と一体化する借換需要にも対応可能

設備資金への支援を通じて景気の下支えを行います

「利子補給制度」

日本政策金融公庫から利子補給を受けることを前提に、特別利率にて中小企業・中堅企業等の設備資金をご融資するスキーム

- デフレの進行に伴い実質金利上昇の下で抑制されている設備投資に取り組む事業者の方に対して融資後2年間の貸付利率を0.5%引き下げ^(※)

(※)利子補給制度は取扱期限が定められています。詳細は商工中金の本・支店までお問い合わせください。

商工中金ホームページ

<http://www.shokochukin.co.jp>



中央会では、各種融資制度の紹介等を行っております。商工中金では、ご紹介した危機対応業務（損害担保付貸出）をはじめ、CO2削減に取り組む事業者に対して地球温暖化対策に係る設備資金を支援する「環境省無利子融資利子補助金制度」の取扱いも昨年末より行っております。

詳しくは、商工中金岐阜支店、又は中央会（058-277-1100）までお問い合わせ下さい。

この広報紙は岐阜県からの助成を受けています。